

別紙 3

北海道 高度な農地・水の保全活動に関する指針

1. 高度な農地・水の保全活動の対象活動の項目

対象区分		活動項目	ポイント
(1)農業用水の保全	①循環かんがいによる水質保全	<input type="checkbox"/> 循環かんがい施設の保全等	13p/10ha
	②浄化水路による水質保全	<input type="checkbox"/> 水路への木炭等の設置	4p/m
	③地下水かん養	<input type="checkbox"/> 冬期湛水等のためのポンプ設置	30p/10ha
(2)農地の保全	①土壌流出防止	<input type="checkbox"/> グリーンベルト等の設置	12p/100m
		<input type="checkbox"/> 防風林の設置	3p/100m
	②ため池利用による洪水調整	<input type="checkbox"/> ため池等の浚渫	20p/100m ³
(3)地域環境の保全	①生物多様性の回復	<input type="checkbox"/> 水田魚道の設置	18p/箇所
		<input type="checkbox"/> 水路魚道の設置	50p/10ha
		<input type="checkbox"/> 生息環境向上施設の設置	40p/箇所
		<input type="checkbox"/> 生物の移動経路の確保	6p/10m
	②水環境の回復	<input type="checkbox"/> 水環境回復のための節水かんがいの導入	30p/10ha
	③水田貯留	<input type="checkbox"/> 水田貯留(排水柵の改良、畦畔の嵩上げ等)	25p/10ha
<input type="checkbox"/> 水田貯留(水位調整板(管)の設置)		2p/10ha	
(4)その他	専門家の指導	<input type="checkbox"/> 専門家による技術的指導の実施	2p/回

2. 活動項目の説明

(1)農業用水の保全

①循環かんがいによる水質保全

循環かんがい施設の保全等

- ・ 循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

②浄化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

- ・ 農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設(木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等)を設置し、浄化施設の適正な維持管理(施設の清掃、植物の刈り取り)を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。

③地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

- ・ 農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

(2)農地の保全

①土壌流出防止

□グリーンベルト等の設置

- ・ 農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□防風林の設置

- ・ 協定に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

②ため池利用による洪水調整

□ため池等の浚渫

- ・ 下流域の農地等の洪水被害や土砂流出被害の軽減を図るために、ため池又は沈砂池において浚渫すべき土砂量を事前に把握し、堤体等の安定性が損なわれないよう浚渫を行うこと。

(3)地域環境の保全

①生物多様性の回復

□水田魚道の設置

- ・ 地域における保全対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

- ・ 地域における対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

- ・ 地域における対象となる生物(魚類等)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

- ・ 地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設(水路蓋、農道下の暗渠等)の設置し、適正

な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

②水環境の回復

□水環境回復のための節水かんがいの導入

- ・ 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

③水田貯留

□水田貯留(排水柵の改良、畦畔の嵩上げ等)

- ・ 豪雨時の下流地域での湛水被害を軽減するために、水田の排水柵の改良・整備、畦畔の嵩上げ等を行い、適正な維持管理を行うこと。また、豪雨が収まった後に適切に貯留がなされているかどうか適宜確認すること。

□水田貯留(水位調整板(管)の設置)

- ・ 豪雨時の下流地域での湛水被害を軽減するために、水田の落水口に水位調整板(管)等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、豪雨が収まった後に適切に貯留がなされているかどうか適宜確認すること。

(4)その他

専門家の指導

□専門家による技術的指導の実施

- ・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。